

議案第 6 1 号

東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 1 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 4 年
板橋区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 2 中「投票立会人」を「投票管理者（職務代理者を含む。）
又は投票立会人」に、「2 人で交替で」を「あらかじめ 2 人で交替して」
に、「執行した」を「行うこととされている」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償
に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、
又は告示される選挙について適用する。

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、投票管理者を交代制とする場合の報
酬の額について規定する必要がある。